

横浜市長選挙に関するお願い

日頃より各種選挙の執行にあたり、皆様方には多大なるご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

さて、横浜市長の辞職に伴い、令和 8 年 10 月 18 日に横浜市長選挙が執行されます。従前のとおり、市・区選管の緊密な連携のもと、公正かつ円滑に選挙を執行していきたいと考えております。

つきましては、自治会町内会の皆様に、投票管理者等の推薦をはじめとした各種ご依頼をさせていただきます。短期間で事務手続きを進めざるを得ないことから区連会の場でのご依頼でなく、区選管から個別にお願いさせていただくかたちになります。

何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 選挙の種類及び日程

選挙の種類	市長選挙	
告 示 日	令和 8 年 10 月 4 日(日)	
投 票	令和 8 年 10 月 18 日(日)	午前 7 時～午後 8 時
開 票	令和 8 年 10 月 18 日(日)	午後 9 時 15 分から

期日前投票所 設置場所	設置期間	時間
区役所	10 月 5 日(月)～10 月 17 日(土) 【13 日間】	午前 8 時 30 分～午後 8 時
臨時 (区選管の指定 した施設)	10 月 5 日(月)～10 月 17 日(土) ^{※1} 【13 日間】	午前 9 時 30 分～午後 8 時 ^{※2}

※1 期日前投票所を 3 か所開設する区においては、3 か所中 1 か所は期間を短縮しての開設となります。

※2 商業施設を使用する場合は、商業施設の開館時間から午後 8 時まで

2 依頼事項

(1) 市長選挙における当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦

各投票所に投票管理者 1 人、同立会人 2 人のご推薦をお願いいたします。

なお、投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において 1 人の投票管理者及び 2 人の投票立会人によりその事務を担っていただくことと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。

(2) 期日前投票所の投票立会人の推薦(一部の区)

期日前投票所の投票立会人 2 人の人選について、区選管から相談がありましたらよろしくお願い申し上げます。

【次ページあり】

(3) 選挙公報の配布(一部の区)

選挙公報は、投票日の2日前までに全世帯に配布すべきものとなっておりますので、自治会・町内会で配布いただける場合には、未加入世帯を含めての配布をお願いいたします。

なお、配布謝金は9円を予定しております。

(4) 選挙啓発 (PR) ポスターの掲出等

選挙PRポスターの掲出を各自治会・町内会の掲示板をお願いいたします。

なお、ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会様あて郵送させていただきます。

3 その他

(1) 投票所従事者の確保にかかる支援

投票所の運営は、投票管理者・立会人のほか、自治会・町内会から選出された従事者のご協力により支えられておりますが、従事者の確保が困難な場合は、各区選管へご連絡ください。可能な限りご相談に応じさせていただきます。

市・区選管では、今後、若年層や高校生の投票所従事についても積極的に進めていく予定です。

(2) 投票管理者・投票立会人報酬

報酬額については下記のとおりです。

終日従事いただいた場合の報酬

区分	職名	報酬
当日の投票所	投票管理者	14,700円
	投票立会人	13,600円
期日前投票所	投票立会人	12,500円

交代制とする場合の交代時間及び報酬(原則)

職名	投票時間	報酬
投票管理者	(前半) 7:00 ~ 13:30	7,350円
	(後半) 13:30 ~ 20:00	7,350円
投票立会人	(前半) 7:00 ~ 13:30	6,800円
	(後半) 13:30 ~ 20:00	6,800円

選挙管理委員会事務局選挙課
渡部

TEL 671-3335

横浜を、選ぶ。



横浜市長選挙

令和8年 10.18日

朝7時～夜8時

投票日に投票に行けない方は、期日前投票所へ！

横浜市・区選挙管理委員会 横浜市・区明るい選挙推進協議会

✕ @yokohama_senkyo

横浜市長選挙

検索

横浜市長選挙特設ページ >

